

## 第 7 5 号議案

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年 1 0 月 3 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

建築基準法の改正に伴い、建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請等に関し手数料を定めるとともに、規定を整備する必要がある。

## 中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

中野区事務手数料条例（昭和33年中野区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の84の2の項及び84の6の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表84の7の項中「準用する」の次に「同法」を加え、「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表91の項及び91の8の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表91の9の項の次に次のように加える。

91の 10	建築基準法第4 3条第2項第1号 の規定に基づく建 築の認定の申請に 対する審査	建築物の敷地と道路と の関係の建築認定申請手 数料 31,000円	認定申請 のとき
-----------	--	---	-------------

別表第2の92の項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同表97の項の次に次のように加える。

97の 2	建築基準法第4 8条第16項第1 号（同法第88条 第2項において準 用する場合を含 む。）の規定に基 づく増築、改築又 は移転の特例許可 の申請に対する審 査	用途地域における増 築、改築又は移転の特例 許可申請手数料 87, 000円	許可申請 のとき
97の 3	建築基準法第4 8条第16項第2	用途地域における建築 の特例許可申請手数料	許可申請 のとき

	号（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の特例許可の申請に対する審査	92,000円	
--	---	---------	--

別表第2の99の2の項中「第53条第4項」の次に「又は第5項」を加え、同表100の項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同表116の項の次に次のように加える。

116 の2	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料 195,000円	許可申請のとき
-----------	--	--------------------------	---------

別表第2の121の2の項中「第86条の8第1項」の次に「又は第87条の2第1項」を加え、同表121の3の項中「第86条の8第3項」の次に「（同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同項の次に次のように加える。

121 の4	建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料 108,000円	許可申請のとき
-----------	---	---	---------

	に対する審査		
121 の5	建築基準法第8 7条の3第6項の 規定に基づく建築 物の用途を変更し て一時的に特別興 行場等として使用 する場合の制限の 緩和に係る許可の 申請に対する審査	建築物の用途を変更し て一時的に特別興行場等 として使用する場合の制 限の緩和に係る許可申請 手数料 195,000 円	許可申請 のとき

別表第2の122の項から125の5の項までの規定中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

別表第3の3の項及び4の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

#### 附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。ただし、別表第2の91の9の項の次に次のように加える改正規定、同表92の項の改正規定及び同表116の項の次に次のように加える改正規定は、公布の日から施行する。